附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分 ＼ 号別 月額		［略］	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［略］
			円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア		香港	重慶 瀋陽	広州 上海 青島	スラバヤ メダン チェンマイ	済州 釜山 セブ ダバオ ホーチミン	デンパサール ペナン	
	大洋州						シドニー ブリスベン メルボルン オークランド	パース	
	北米			アトランタ	サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米			レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ			
	欧州			ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	サンクトペテルブルク	エディンバラ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東					ドバイ	イスタンブール		
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分 ＼ 号別 月額		［同上］	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［同上］
			円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア		重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン		
	大洋州						シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
	北米			アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
	中南米			リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ レオン			
	欧州		ウラジオストク	ハバロフスク ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ		
	中東				ドバイ	イスタンブール			
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。